

加入契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 シーシーエヌ株式会社(以下「CCN」といいます)は、放送法の規定に従い、この加入契約約款(以下「約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 CCNは、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の加入契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 有線一般放送施設	CCNが有線一般放送を行なう為の機械、器具、電線その他の電氣的設備で、放送センター(ヘッドエンド)から引込設備までの設備
2 放送サービス	有線一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
3 加入契約	CCNから放送サービスを受ける為の契約
4 加入申込	加入契約の申込
5 加入申込者	加入申込をした者
6 加入者	CCNと加入契約を締結した者
7 代理店	CCNと代理店契約を締結し、加入契約の取次、宅内設備の工事及び保守等を行う者
8 引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線一般放送施設のうち引込点から加入者宅の保安器又は光接続箱までに設置された引込線及び機器
9 宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の保安器又は光接続箱の出力端子から受信機までに設置された機械、器具、電線その他電氣的設備(ホームターミナル含む)
10 再送信放送サービス	CCNと契約を締結し、その対価を支払った場合にのみCCNのデジタル方式による地上波再送信放送を視聴できるようにするサービス
11 B S再送信放送サービス	CCNと契約を締結し、その対価を支払った場合にのみCCNのデジタル方式による地上波再送信放送及びB Sデジタル再送信放送を視聴できるようにするサービス
12 デジタル放送サービス	CCNと契約を締結し、その対価を支払った場合にのみCCNのデジタル方式による番組を視聴できるようにするサービスで、コミュニティ放送サービスの提供範囲を含む
13 デジタルホームターミナル	CCNが貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続されたコンバーター
14 受信機	加入者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
15 C-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだCCNが貸与するカード
16 B-CAS	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの略
17 B-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだB-CASが貸与するカード
18 対応集合住宅	CCNが建物所有者又は管理者との間で契約を締結し、CCNの放送サービスを提供する集合住宅で、その契約形態によりタイプ1、タイプ2、タイプ3及びタイプ4の4種類
19 V-ONU	CCNが貸与し、加入者宅に設置する光信号にて送信された放送波を電気信号に変換する装置
20 録画機能付きデジタルホームターミナル(楽録)	CCNが貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続された録画機能を有するコンバーター(以下「楽録」といいます。)
21 再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナル(ブルーレイ搭載楽録)	CCNが貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続されたブルーレイ録画機能を有するコンバーター(以下「ブルーレイ搭載楽録」といいます。)
22 光対応集合住宅	CCNが建物所有者又は管理者との間で契約を締結し、CCNの放送サービスを提供する棟内まで光ケーブルを敷設した集合住宅。
23 契約書面	加入申込者の氏名、住所、放送サービスを受ける受信機の台数、利用を希望する放送サービスの種類等所定の事項を記入した申込書の控え
24 CCNサイト	CCNが加入方法やサービスの詳細などを掲載し、インターネット上に公開するページ。 http://ccn-catv.co.jp/ のURLで公開。
25 a u I D	KDD I株式会社が発行するID(以下「a u I D」といいます。)
26 ケーブルプラスSTB	デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続された録画機能付きデジタルホームターミナルと、CCNが別に提供するインターネットサービス契約約款または光インターネット接続サービス契約約款に定めるCCNインターネット契約者回線に接続される電気通信設備の両方の機能を有する機器(以下「C+S T B」といいます。)
27 コンテンツサービス	CCNや提携事業者が提供するデジタル放送サービス以外で付帯する内容(以下コンテンツといいます。)

第2章 加入契約

(加入者の単位)

第4条 加入契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。

2 引込線1回線により複数世帯、複数法人・団体が加入する場合には、原則として各世帯、又は各法人・団体ごとに加入契約を締結するものとします。

3 単一の法人・団体の場合であっても、ホテルの客室、病院の病室、学校の教室又はこれらに準ずる単位の場合には、原則としてテレビごとに加入契約を締結するものとします。

4 契約成立後、放送法第150条の3に定める初期契約解除制度の対象となります。初期解除制度については、本加入契

約約款の第47条に規定いたします。

(加入者の分類)

- 第5条 CCNは、加入者を加入形態によって、業務加入、対応集合住宅加入、光対応集合住宅加入、山口市加入、上之保加入、一般加入に分類します。
- (1) 業務加入は、ホテル・飲食店・事業所等が、集客・顧客サービスの目的でCCNの放送サービスを受ける場合。
 - (2) 対応集合住宅加入は、対応集合住宅の入居者がCCNのデジタル放送サービスを受ける場合
 - (3) 光対応集合住宅加入は、光対応集合住宅の入居者がCCNのデジタル放送サービスを受ける場合
 - (4) 山口市有線テレビへ加入している者がCCNのデジタル放送サービスを受ける場合。(以下「山口市加入」といいます。)
 - (5) 関門市有線放送施設へ加入している者がCCNのデジタル放送サービスを受ける場合。(以下「上之保加入」といいます。)
 - (6) 一般加入は、業務加入、対応集合住宅加入、光対応集合住宅加入、山口市加入及び上之保加入以外の場合。

(加入申込の方法)

- 第6条 加入申込をするときは、この約款をご承認の上、次のいずれかの方法で行っていただきます。
- (1) 加入申込者の氏名、住所、放送サービスを受ける受信機の台数、利用を希望する放送サービスの種類等所定の事項を記入した加入申込書をCCN又は代理店に提出する方法。
 - (2) インターネットを経由してCCN所定の契約申込書式をCCNへ送信する方法。

(加入申込の承諾)

- 第7条 CCNは、前項の定めにかかわらず、次の各号の場合には加入申込を承諾しないことがあります。
- (1) 加入申込について、引込設備及び宅内設備の設置、又は保守することが技術上著しく困難な場合。
 - (2) 加入申込について、引込設備の設置又は、保守することが著しく高くつく場合。
 - (3) 加入申込者が放送サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (4) その他放送サービスに関する会社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
 - (5) C+S+T+Bの利用にあたり、KDDI株式会社が定める「auID利用規約」に同意いただけない場合。
 - (6) C+S+T+Bの利用にあたり、別表6(第15条関係)の提供事業者が定める規約等に同意いただけない場合。
- 2 加入契約は、CCNが加入申込を審査し、承諾したときに成立するものとします。

(加入申込書または契約申込書式記載事項の変更)

- 第8条 加入者は、その氏名、名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更等加入申込書または契約申込書式の記載事項に変更のある場合、速やかにCCNに届け出るものとします。
- 2 加入者は、前項の場合、別表記載の費用をお支払いいただきます。

(B-CASへの登録)

- 第9条 デジタル放送サービスを受ける加入者の個人情報、CCNへの加入申込と同時にB-CASへ登録されます。また、個人情報の変更が生じた場合もCCNからB-CASへ連絡いたします。ここで登録される個人情報とは、加入者の氏名、生年月日、住所および電話番号を特定する情報をいいます。また、CCNはB-CASとの間に秘密保守契約を結び、加入者の個人情報の保護をはかることとします。

(B-CASカードの取扱いについて)

- 第10条 B-CASカードに関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第3章 放送サービスの内容

(放送サービスの種類)

- 第11条 CCNは、定められた業務区域内で次の放送サービスを提供します。
- (1) 再送信放送サービス基本利用料金の範囲で行う放送サービスで、ベーシック、コミュニティの2とおりのサービス。
 - (2) BS再送信放送サービス基本利用料金の範囲で行う放送サービスで、光テレビ再送信サービス。
 - (3) デジタル放送サービス基本利用料金の範囲内で行う放送サービスで、光ハッピー4K、ハッピー、光テレビハッピー、劇スポ、光テレビ劇スポ、デジタルレギュラー、光テレビレギュラー、デジタルライト、デジタルセレクト、光テレビセレクト、デジタルミニ、光テレビミニの12とおりのサービス。(以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます)
 - (4) デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ別表に定められた有料によるサービス。但しWOWOWの有料放送は含みません。(以下「デジタルペイチャンネル」といいます)
 - (5) 基本利用料金以外の有料によるWOWOWの放送を同時に再送信するサービス。
- 2 第1項第1号の放送サービスを利用することができる加入者は、加入場所が美濃市地内又は一定の地域において、その地域内全ての世帯が一括加入する場合で、かつCCNが認めた場合に限りです。
- 3 第1項第1号の放送サービスのうち、ベーシックの利用者がCCNが提供するケーブルインターネット接続サービス(以下「インターネットサービス」といいます)を同時に利用された場合、以下の各号の場合を除き、再送信放送サービス基本利用料金から別表記載の料金を毎月割引します。(以下「地デジネットコース」といいます)
- (1) ベーシック又はインターネットサービスが、利用開始月や利用終了月などの場合で、その利用期間が1日から末日までの1ヶ月間に満たない場合。
 - (2) ベーシック又はインターネットサービスが休止期間中の場合。
- 4 加入者は、第1項第2号の放送サービスの範囲内でのサービス種類の変更をする場合、別表記載の費用をお支払いいただきます。
- 5 加入者は光ハッピー4Kを利用する場合、4K対応デジタルホームターミナルを利用することができます。
- 6 4K対応デジタルホームターミナルは、サービスの提供を開始した日から起算して最低2年間利用していただきます。
- 7 前項において、最低利用期間内に解約又は解除があった場合、解約又は解除料として解約日の属する日の翌月から前項に定める最低利用期間の未経過分に対する4K対応デジタルホームターミナル利用料金の合計額をお支払いいただきます。

(楽録、C+S+T+B又はブルーレイ搭載楽録の利用)

- 第12条 加入者はデジタルベーシックチャンネルを利用した場合のみ、楽録又はブルーレイ搭載楽録を利用することができます。また、C+S+T+Bはデジタルベーシックチャンネル及びCCNが提供するインターネットサービスと同時を利用した場合のみ利用することができます。
- 2 楽録、C+S+T+B又はブルーレイ搭載楽録を希望される加入者は、別途CCNが定める楽録、C+S+T+B又はブルーレイ搭載楽録利用規約に同意していただきます。
 - 3 楽録、C+S+T+Bは、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。
 - 4 ブルーレイ搭載楽録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低2年間利用していただきます。
 - 5 第3項、第4項において、最低利用期間内に解約、解除又はC+S+T+Bを使用しないコースへの変更があった場合、解約料、解除料またはコース変更手数料として解約日、解除日またはコース変更日の属する日の翌月から前項に定める最低利用期間の未経過分に対する楽録、C+S+T+B又はブルーレイ搭載楽録利用料金の合計額をお支払いいただきます。
 - 6 加入者は、楽録、C+S+T+B又はブルーレイ搭載楽録の利用又は解約をされる場合、別表記載の費用をお支払い

たきます。

(ペイチャンネルの利用)

第13条 加入者はデジタルベーシックチャンネルを利用した場合のみ、デジタルペイチャンネルを利用することができます。ペイチャンネルは、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として利用することができるものとし、月末までに特に申し出の無い場合には自動継続するものとします。

(放送番組、放送内容の変更)

第14条 CCNは、番組の追加・削除・変更を実施する場合があります。
2 CCNは、次の場合、放送内容を予告無しに変更することがあります。
(1)天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
(2)その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(a u I Dの提供)

第15条 C+STBの利用には、KDDI株式会社が提供する「a u I D」が必要になります。

2 加入者は、C+STBを利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「a u I D利用規約」に同意していただきます。また、C+STB1台につき1個の「a u I D」を予め提供しますので、C+STB利用申込時に暗証番号を設定していただきます。

3 加入者は、C+STB上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「a u I D」が設定されているC+STBの機器情報を、CCNがKDDI株式会社へ提供することについて承諾いただきます。

4 第2項で提供された「a u I D」は、加入者がC+STBの利用を解除した場合においても自動的に解除はされません。

なお、解除する場合は、提供元のKDDI株式会社へ解除手続きを行うものとします。

(提携事業者が提供するC+STB向けコンテンツ)

第16条 CCNはC+STBを設置した加入者に対し、提携事業者により次のコンテンツの提供を行いません。なお提携事業者によりコンテンツの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。CCNは、このコンテンツを利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

(1)セキュリティソフトウェア

別表6に規定するコンテンツが提供されるため、コンテンツの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、「a u I D」が必要なサービスを利用いただく場合は、コンテンツが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

(2)その他提携事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。コンテンツの利用に際しては、本約款の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

第4章 放送サービスの休止等

(放送サービス利用の休止)

第17条 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、CCNに届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することができます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき1年を限度とします。なお、1年を越える場合の取り扱いについては、加入者とCCNがその都度協議して決定するものとします。

2 加入者は、前項の場合、別表の休止に要する費用をお支払いいただきます。

(放送サービスの中断)

第18条 CCNは、次の場合には放送サービスの提供を中断することがあります。

- (1)有線一般放送施設の保守上又は工事上やむをえない場合。
- (2)天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- (3)対応集合住宅及び光対応集合住宅において、棟内施設の保守上又は工事上やむをえない場合。
- (4)山口市加入において、山口市有線テレビの都合上やむをえない場合。
- (5)上之保加入において、関市有線放送施設の都合上やむをえない場合。

2 CCNは、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめその旨を加入者に通知します。但し、緊急やむをえない場合にはこの限りではありません。

(放送サービスの停止)

第19条 CCNは、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、放送サービスを停止することがあります。但し、第1号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

(1)加入契約金、利用料金、工事費等、手数料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合。

(2)第34条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。

(3)対応集合住宅加入及び光対応集合住宅加入において対応集合住宅の建物所有者又は管理者の事由により放送サービスの提供ができない場合

(4)加入者が、山口市有線テレビの加入契約を解除した場合。

(5)加入者が、関市有線放送施設の加入契約を解除した場合。

2 CCNは、前項の規定により、放送サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を加入者に連絡します。

第5章 工事及び保守

(デジタルホームターミナル)

第20条 CCNは、デジタル放送サービスの加入者に対し、デジタルベーシックチャンネルを希望する受信機1台ごとにデジタルホームターミナル(リモートコントローラーは除く)を1台ずつ貸与するものとし、その使用料はデジタル放送サービス基本利用料金に含まれるものとします。

2 加入者が故意又は過失によりデジタルホームターミナルを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の手数料をCCNに支払うものとします。

3 加入者は、CCNが必要と認める場合を除き、デジタルホームターミナルの交換を請求する場合は、別表記載の費用をお支払いいただきます。

4 デジタルホームターミナルの通信機器の利用は、設備・技術的制約等で利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は利用者の責任において行うものとします。

5 CCNは、視聴状態の確認を行うために、第42条の規定を遵守した上で、加入者の使用するデジタルホームター

ミナルと、電気信号による通信を行うことができますものとします。

(C-CASカード)

第21条 C-CASカードを必要とするデジタル放送サービスを利用するためのデジタルホームターミナルを利用する加入者は、C-CASカードをCCNから貸与するものとします。また、CCNは必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。

2 C-CASカードはCCNに帰属し、CCNの手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それらが行われたことによるCCN及び第三者に及ぼされた損害に、利益損失については、加入者が賠償するものとします。

3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の手数料をCCNに支払うものとします。

(施設の設置および費用の負担)

第22条 CCNは、山口市加入及び上之保加入を除き、サービスの提供に必要な施設(放送センターよりテレビ受信機までの施設)のうち、引込設備までの施設の設置に要する費用を負担し、これを所有します。ただし、加入者は、別表記載の引込工事分担金を負担するものとします。また、引込設備の設置工事が40m以上に及ぶ場合、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合は、加入者は、特殊引込工事費を負担するものとします。加入者は、宅内設備の設置工事(以下「宅内工事」といいます)に要する費用を負担し、これを所有(ただし、デジタルホームターミナルを除く)します。

2 山口市加入は、サービスの提供に必要な施設(放送センターよりテレビ受信機までの施設)の設置に要する費用負担、及び所有、管理については、山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例によるものとします。宅内設備のうち、デジタルホームターミナルの所有はCCNとします。

3 上之保加入は、サービスの提供に必要な施設(放送センターよりテレビ受信機までの施設)の設置に要する費用負担、及び所有、管理については、関市有線放送施設の設置及び管理に関する条例によるものとします。宅内設備のうち、デジタルホームターミナルの所有はCCNとします。

4 対応集合住宅加入者及び光対応集合住宅加入者は、前項にかかわらず、宅内工事に要する費用を負担し、これを所有(ただし、デジタルホームターミナルを除く)します。

5 前4項にかかわらず、共同住宅などの共同利用施設により放送サービスの提供を受けている加入者の負担する工事費については、別途協議するものとします。

6 宅内工事は、原則としてCCN指定の業者で実施するものとし、また、宅内工事はCCNの指定する工法及び使用機器によるものとします。

7 加入者は、CCNに無断で引込設備の変更、宅内設備のうち、デジタルホームターミナルの設置場所の変更などの工事はできません。

8 加入者は、宅内設備の維持管理を行うものとし、CCNは、有線一般放送施設の維持管理を行うものとします。

(有線一般放送施設、宅内設備の故障等)

第23条 加入者は、放送サービスが受信できなくなったときには、CCN又は代理店に点検の請求をしていただきます。

2 点検の結果、有線一般放送施設、デジタルホームターミナル、C-CASカードに故障がある場合には、CCNがCCNの負担でその故障設備を修理します。又、デジタルホームターミナル及びC-CASカード以外の宅内設備及び受信機に故障がある場合には、調査費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。

3 B-CASにより加入者に貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「B-CASカード使用許諾約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードとお取替えがなされます。

4 前項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により有線一般放送施設、デジタルホームターミナル、C-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。

(設備の設置場所等の変更)

第24条 加入者は、同一家屋内においてのみデジタルホームターミナルの設置場所の変更が出来るものとします。但し、宅内工事は原則としてCCN指定の業者に実施させるものとします。

2 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前にCCNに届け出てデジタルホームターミナルの設置場所を変更することが出来ます。但し、第7条1項第1号及び第2号に該当する場合又は対応集合住宅加入の場合には、この限りではありません。

(1)改築・増築等同一家屋内または、同一敷地内で設置場所を変更するときで、新たに引込工事を必要とする場合

(2)新築等CCNの業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

3 加入者は、前2号の場合、別表記載の費用をお支払いいただきます。

(設置場所の無償使用等)

第25条 CCNは、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者が所有又は占有する敷地及び構築物等を加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとします。

2 加入者は、CCN及びCCNの指定する者が、引込設備、特殊設備の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。

3 加入者は、前2項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第6章 料金等

(加入契約金)

第26条 加入者は、加入契約1件あたり放送サービスの区分毎に別表記載の加入契約金をお支払いいただきます。

2 CCNは、加入促進を行うため、加入契約金を割引くことがあります。

(利用料金)

第27条 加入者は、放送サービスの利用に際し、基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録を利用する場合には楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金及びデジタルペイチャンネルを利用する場合にはデジタルペイチャンネル利用料金を、別表記載のとおりデジタルホームターミナル1台ごとにお支払いいただきます。但し、再送信放送サービスについては世帯ごとのお支払いとなります。

2 放送法に基づくNHKの放送受信料は加入契約金及び利用料金の中には含まれませんので、加入者は別途NHKと受信契約を結び、放送受信料を支払わなければなりません。

3 WOWOWの有料放送サービス視聴料金は、加入契約金及び利用料金の中には含まれませんので、WOWOWの受信を希望する加入者は、それぞれWOWOWと所定の受信契約を締結していただくこととなります。

4 株式会社スカパー・エンターテイメント(以下「BSスカパー!」)が提供する有料放送サービス視聴料金は、加入契約金及び利用料金の中には含まれませんので、BSスカパー!が提供する有料放送サービスの受信を希望する加入者は、それぞれBSスカパー!と所定の受信契約を締結していただくこととなります。

5 CCNは、加入促進により第11条の放送サービスを行うため、地域及び期間並びに放送サービスの種類を限定した基本利用料金を設定する場合があります。

6 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、CCNは利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

(利用料金の減免)

第28条 CCNが第22条の事由により第11条に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求をCCN又は代理

店に申し出てから1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、その月の基本利用料金及びデジタルペイチャネル利用料金は無料とします。

2 第17条に基づき、放送サービスの休止をした場合、基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金及びデジタルペイチャネル利用料金は無料とします。但し、この場合加入者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の別表記載の手数料をお支払いいただきます。

(利用料金の計算)

第29条 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。

2 楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。

3 ペイチャネル利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の請求及び支払)

第30条 CCNは、別表に定めるサービスの利用形態に応じた1) 加入契約金 2) 利用料 3) 工事費等 4) 諸費用(以下「利用料金等」といいます)をCCNの指定する方法で請求するものとします。

2 加入者は、前項に定める利用料金等を加入申込書及びCCNサイト記載の指定期日に、CCNが認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。

3 CCNは、原則として加入者に対し、請求書、領収書の発行を行わないものとします。

(延滞金)

第31条 加入者は、利用料金等の債務を延滞した場合、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利14.6%の延滞金をCCNに支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

第32条 当社は、料金その他お支払について、暦月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 別表に規定する税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

(端数処理)

第33条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第34条 CCNは、加入者の加入契約上の権利の譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめCCNに届け出、CCNがこれを認めた場合には、この限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を継承するものとします。

(地位の継承)

第35条 相続又は法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人又は、合併後の存続法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかにCCNに届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、その内の1人を会社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、デジタルホームターミナルの設置場所の変更を行う場合、第24条を準用します。

第8章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第36条 CCNは、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者がCCNの放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第37条 CCNは、加入者が加入申込書または契約申込書式に記載した以外の場所でデジタルホームターミナルを接続してサービスの提供を受けることを不正視聴として禁止します。

2 CCNは、加入者が前項に違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第38条 CCNから貸与しているデジタルホームターミナルを、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 CCNは、加入者が直接又は間接を問わず、デジタルホームターミナルの本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

3 CCNは、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、デジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとします。この場合、加入者はCCNからの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、CCNは不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過してデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

第39条 CCN及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

2 前項にかかわらずCCNは、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、宅内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様とします。

(デジタルホームターミナルに係わる免責事項)

第40条 CCNは、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、毀損、紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害については、原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

2 CCNは、録画機能付きデジタルホームターミナルを修理、交換する場合、録画機能付きデジタルホームターミナルを回収します。その際、利用者は、録画・編集したデータについての一切の権利を放棄するものとし、CCNはその補償を行わないものとします。

3 CCNは、加入者がデジタルホームターミナルの通信機能の利用により被害を被った場合又は設備、技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことにより損害を被った場合において、一切の責任を負わないものとします。

(解約)

第41条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前にCCNに届け出るものとします。

2 加入者は、前項の場合、別表記載の解約に要する費用をお支払いいただきます。

(解除)

第42条 CCNは、第19条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。但し、その事実がデジタルペイチャネルに係わる場合、解

除はデジタルペイチャネルに関する加入契約のみとします。
2 CCNは、加入者が第19条1項各号のいずれかに該当する場合、その事実がCCNの業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。但し、その事実がデジタルペイチャネルに係わる場合、解除はデジタルペイチャネルに関する加入契約のみとします。
3 CCNが対応集合住宅及び光対応集合住宅の建物所有者又は管理者との間で契約を締結した放送サービスを解除した場合、CCNは、対応集合住宅加入者及び光対応集合住宅加入者との加入契約を解除します。
4 CCNは、前3項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知するとともに、加入者は別表記載の費用をお支払いいただきます。

(契約終了時の処置)

第43条 CCNは、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード及び「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づきB-CASカードを撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。又、引込設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、B-CASカードの撤去に要する別途CCNが定める費用は、加入者の負担となります。

2 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を加入契約の終了の日を支払うものとします。

3 CCNは、解約又は解除により加入契約が終了する場合であっても、加入契約金は返還しないものとします。

(個人情報取扱)

第44条 当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に準ずるものとします。

(協議事項)

第45条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、CCNと加入者は誠意をもって協議の上その解決にあたるものとします。

(クレジットカード支払いに関する特約)

第46条 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカードでクレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

2 加入者は、加入者からCCNに申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。

また、CCNが、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外でCCNが代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

3 加入者は、CCNに届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なくCCNにその旨を連絡するものとします。

4 CCNは、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、CCNまたは加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

(初期契約解除制度)

第47条 契約書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。

2 初期契約解除は加入者が書面を発した時に生じます。

3 書面には、契約書面受領日、申込内容、加入者住所、氏名、捺印、申込みの撤回等を行うことを明記しCCNまで提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面をCCNが受領したときに初期解除制度の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日が初期解除期間を超過している場合、CCNは該当書面を受理しません。

4 加入者は次の場合を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等をCCNより請求されることはありません。

(1) 初期契約解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。

(2) 解約・解除手数料2,000円(税込2,160円)/各サービス

(3) 既に工事が実施された場合の解約・解除工事負担金6,000円(税込6,480円)

5 初期契約解除制度を利用された場合、契約に関してCCNが金銭等を既に受領している場合、CCNは4項第1号及び第2号並びに第3号に定める利用料金等を除き、加入者に返還いたしません。

6 CCNが初期契約解除制度について、加入者へ事実と異なることを告げたことにより、告げられた内容を事実であると誤認し初期契約解除制度を加入者が利用できなかった場合は、8日間を経過した場合でも契約の解除を行うことができます。その場合は、改めて契約解除ができる旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。

附則

(1) CCNは、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができるものとします。

(2) この約款は平成3年4月1日より施行します。(3)平成7年4月1日より改訂施行。(4)平成10年7月1日より改訂施行。

(5)平成12年1月1日より改訂施行。(6)平成12年12月1日より改訂施行。(7)平成14年1月1日より改訂施行。

(8)平成14年5月1日より改訂施行。(9)平成14年11月1日より改訂施行。(10)平成15年2月14日より改訂施行。

(11)平成15年12月1日より改訂施行。

(12)平成12年12月1日改訂施行の約款の規定に基づくデジタル放送サービスは、平成15年12月1日改訂施行の約款より、BSデジタル放送サービスに変更適用します。

(13)平成16年4月1日より改訂施行。(14)平成17年4月1日より改訂施行。(15)平成17年5月1日より改訂施行。

(16)平成18年4月1日より改訂施行。(17)平成18年8月1日より改訂施行。(18)平成18年8月21日より改訂施行。

(19)平成19年4月1日より改訂施行。

(20)平成18年8月1日改訂施行の山県市有線テレビの業務エリア内での業務約款は廃止し、本約款へ変更適用します。

(21)山県市加入は、以下の各条項を適用除外します。

第7条第1項、第2号、第11条第1項第1号、第2号、第13条第1項、第18条第1項第3号、第20条第1項、第27条、第40条第3項

(22)平成19年12月1日より改訂施行。(23)平成20年4月1日より改訂施行。(24)平成20年6月1日より改訂施行。

(25)平成21年7月1日より改訂施行。(26)平成22年4月1日より改訂施行。(27)平成22年12月1日より改訂施行。

(28)平成23年4月1日より改訂施行。(29)平成23年10月1日より改訂施行。(30)平成24年4月1日より改訂施行。

(31)平成24年7月1日より改訂施行。(32)平成25年2月1日より改訂施行。(33)平成25年9月1日より改訂施行。

(34)平成26年2月1日より改訂施行。(35)平成26年4月1日より改訂施行。(36)平成27年2月15日より改訂施行。

(37)平成27年4月1日より改訂施行。(38)平成27年6月15日より改訂施行。(39)平成27年12月1日より改訂施行。

(40)平成28年4月1日より改訂施行。(41)平成28年5月21日より改訂施行。(42)平成29年3月1日より改訂施行。

(43)平成30年4月1日より改訂施行。

別表
1) 加入契約金

加入契約金	再送信放送サービス		備考
	一般加入	業務加入	
	40,000円 (税込43,200円)		
	デジタル放送サービス		
加入契約金	一般加入	業務加入	加入者が同一世帯であって同一住宅内で放送サービスを利用する場合、2台目以降の加入契約金は、ありません。
	40,000円 (税込43,200円)	80,000円 (税込86,400円)	

※ 加入契約金には、デジタルペイチャンネルの契約に関する契約金は含まれておりません。
 ※ 対応集合住宅加入は、加入契約金はありません。

2) 利用料

区分	単位	月額利用料						山県市加入	上之保加入	内容
		一般加入	対応集合住宅加入							
			タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4				
再送信放送サービス	ベーシック	世帯	1,700円 (税込186円)	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	地上デジタル放送再送信
	コミュニティ	世帯	1,000円 (税込108円)	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	
BS再送信放送サービス	光テレビ再送信	世帯	2,096円 (税込226円)	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	地上デジタル放送再送信 BSデジタル放送再送信
デジタル放送サービス	光ハッピー4K	世帯 1台目	7,100円 (税込768円)	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	地上デジタル放送再送信
		2台目以降 1台につき	5,300円 (税込574円)	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	BSデジタル放送再送信
	ハッピー	世帯 1台目	4,600円 (税込498円)	3,600円 (税込388円)	3,886円 (税込419円)	3,800円 (税込410円)	4,600円 (税込498円)	3,600円 (税込388円)	2,900円 (税込312円)	デジタルチャンネル放送
		2台目以降 1台につき	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	
	光テレビハッピー	世帯 1台目	3,800円 (税込410円)	2,800円 (税込304円)	3,086円 (税込332円)	3,000円 (税込324円)	3,800円 (税込410円)	2,800円 (税込304円)	2,100円 (税込228円)	
		2台目以降 1台につき	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	
	劇スポ	世帯 1台目	3,800円 (税込410円)	2,800円 (税込304円)	3,086円 (税込332円)	3,000円 (税込324円)	3,800円 (税込410円)	2,800円 (税込304円)	2,100円 (税込228円)	
		2台目以降 1台につき	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	
	デジタルレギュラー	世帯 1台目	3,800円 (税込410円)	2,800円 (税込304円)	3,086円 (税込332円)	3,000円 (税込324円)	3,800円 (税込410円)	2,800円 (税込304円)	2,100円 (税込228円)	
		2台目以降 1台につき	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	
	デジタルライト	世帯 1台目	3,500円 (税込370円)	2,500円 (税込270円)	2,786円 (税込308円)	設定無し	設定無し	2,500円 (税込270円)	設定無し	
		2台目以降 1台につき	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	設定無し	設定無し	2,800円 (税込304円)	設定無し	
	デジタルセレクト	世帯 1台目	2,500円 (税込270円)	1,500円 (税込160円)	1,785円 (税込192円)	1,700円 (税込186円)	2,500円 (税込270円)	1,500円 (税込160円)	800円 (税込84円)	
		2台目以降 1台につき	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	2,800円 (税込304円)	
デジタルミニ	世帯 1台目	2,096円 (税込226円)	1,096円 (税込118円)	1,381円 (税込149円)	設定無し	2,096円 (税込226円)	1,096円 (税込118円)	396円 (税込42円)	地上デジタル放送再送信	
	2台目以降 1台につき	1,096円 (税込118円)	1,096円 (税込118円)	1,096円 (税込118円)	設定無し	1,096円 (税込118円)	1,096円 (税込118円)	1,096円 (税込118円)	BSデジタル放送再送信	
光テレビミニ	世帯 1台目	3,296円 (税込359円)	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し		
	2台目以降 1台につき	1,200円 (税込126円)	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し	設定無し		

※ 再送信放送サービスは、加入者の所有するテレビチューナーにより番組を視聴していただきます。
 ※ 光テレビBS再送信、光ハッピー4K、光テレビハッピー、光テレビ劇スポ、光テレビレギュラー、光テレビミニは、CCNより貸与するV-ONUを利用したサービス提供となります。
 ※ デジタル放送サービスのうち、光ハッピー4K、光テレビミニは、一般加入のみ利用できます。
 ※ デジタル放送サービスは、BS再送信放送サービスの内容の範囲を含まず。
 ※ 月額利用料に再送信放送サービス及びBS再送信放送サービスを除き、デジタルホームターミナルの機器使用料を含みます。
 ※ 利用料には、デジタルペイチャンネルの利用料金、NHK地上及び衛星受信料、WOWOW、BSスカパー！が提供する有料放送の視聴料は含まれておりません。
 ※ デジタル放送サービスの2台目以降を利用する場合は、双方のうち上位コースを1台目基本利用料として適用します。
 ※ デジタル放送サービスの番組内容はCCNが別途定めます。
 ※ 業務加入の利用料は別途料金となります。

区分	月額利用料割引額	内容
地デシネットコース	900円(税込97円)	ベーシックとインターネットサービスを同時に利用の場合

※ インターネットサービス利用料は、CCNが別に定めるケーブルインターネット接続サービス契約約款の区分のとおり別途必要となります。
 ※ ベーシック又はインターネットサービスの利用期間が1ヶ月に満たない月は割引は適用されません。
 ※ インターネット接続サービスを解約された場合は適用されません。
 ※ CCNが提供するケーブルプラス電話同時利用によるセット割引は適用されません。

区 分	月額利用料	内 容
渠録	900円(税込972円)	録画機能付きデジタルホームターミナルを利用する場合
C+S T B	900円(税込972円)	ケーブルプラスSTBを利用する場合
ブルーレイ搭載渠録	2,000円(税込2160円)	ブルーレイ録画機能付きデジタルホームターミナルを利用する場合
渠録レンタル	1,200円(税込1296円)	光テレビ再送信で渠録を利用する場合
4 K対応デジタルホームターミナル	2,500円(税込2670円)	光ハッピー4 Kを利用する場合。光ハッピー4 K利用料に含まれます。

※ C+S T BはCCNが提供するインターネットサービスと同時利用する場合のみ提供いたします。インターネットサービス利用料は、CCNが別に定めるインターネット接続サービス契約約款または光インターネット接続サービス契約約款の区分のとおり別途必要となります。

※ 4 K対応デジタルホームターミナルは、光ハッピー4 Kを利用するものに限りです。

区 分	単位	月額利用料	内 容
デジタル ペイチャンネル 利用料	台	2,300円(税込2484円)	スター・チャンネル1/2/3
	台	1,200円(税込1296円)	グリーンチャンネルHD/2HD
	台	1,800円(税込1944円)	衛星劇場 HD
	台	1,500円(税込1602円)	東映チャンネル HD
	台	1,500円(税込1602円)	フジテレビONE/TWO/NEXT
	台	1,200円(税込1296円)	フジテレビNEXT
	台	900円(税込972円)	レジャーチャンネル
	台	900円(税込972円)	SPEEDチャンネル
	台	1,300円(税込1404円)	J SPORTS 4 HD
	台	2,286円(税込2466円)	J SPORTS 1/2/3/4 HD
	台	600円(税込648円)	テレ朝チャンネル1
	台	700円(税込756円)	V☆パラダイス
	台	2,000円(税込2160円)	パラダイステレビ
	台	2,300円(税込2484円)	レインボーチャンネル
	台	2,500円(税込2670円)	KNTV HD
	台	739円(税込792円)	アニマックス HD
	台	700円(税込756円)	日本映画専門チャンネル HD
	台	700円(税込756円)	時代劇専門チャンネル HD
	台	791円(税込846円)	ディズニー・チャンネル HD/ディズニーXD
台	2,300円(税込2484円)	Mnet HD	
台	900円(税込972円)	日テレG+	
台	900円(税込972円)	日経CNBC	
番組ガイド誌	冊	200円(税込216円)	CCN TVnavi

※ パラダイステレビ及びレインボーチャンネルの契約及び視聴については20歳以上とし、加入申込時には、年齢を証明することができる書類等の提出が必要となります。また、20歳未満の方への視聴制限については、加入者本人の責任において管理して頂きます。

※ 番組ガイド誌はハッピー、レギュラー、劇スポコースを利用の場合、世帯につき1冊目は無料となります。(複数契約でも無料は1冊目のみです)。

3) 工事費等

区 分	金 額	備 考
引込工事分担金	20,000円(税込21600円)	自営柱の建柱・地下埋設・40m以上に及ぶ引込工事等は除く。
特殊引込工事費	実 費	
宅内機器設置調整費	実 費	
増幅器設置費	実 費	
解約・解除工事負担金	6,000円(税込6480円)	CCNの他のサービスを継続利用される場合は不要
移転・休止再開工事負担金	12,000円(税込12960円)	
機器移設工事負担金	10,000円(税込10800円)	同一建物内でのホームターミナル取付場所の移設
調査費	3,500円(税込3780円)	加入者設備区分の故障の調査
点検、補修、改修費等調査費	実 費	

4) 諸費用

区 分	金 額	備 考
名義・口座変更手数料	1,000円(税込1080円)	
デジタル区分変更手数料	1,000円(税込1080円)	デジタル放送サービス内の区分変更の場合
	8,000円(税込8640円)	渠録又はブルーレイ搭載渠録の利用又は解約の場合
解約・解除手数料	2,000円(税込2160円)	
移転・休止再開手数料	3,000円(税込3240円)	休止時、再開時にその都度必要
利用休止(休止期間中の月額支払金額)	500円(税込540円)	
機器登録手数料	8,000円(税込8640円)	ホームターミナルを増設する場合
機器廃止手数料	2,000円(税込2160円)	ホームターミナルを取付台数を減らす場合
B-CASカード発行手数料	1,905円(税込2046円)	B-CASカード使用許諾契約約款に規定する有償交換又は再発行の場合
C-CASカード発行手数料	2,858円(税込3066円)	

デジタルホームターミナル機器補償金	50,000円(税込54000円)	加入者の過失による故障の場合
録画機器補償金	74,286円(税込80286円)	加入者の過失による故障の場合
ブルーレイ搭載録画機器補償金	117,143円(税込125443円)	加入者の過失による故障の場合
4K対応デジタルホームターミナル機器保証金	78,000円(税込84240円)	加入者の過失による故障の場合
デジタルホームターミナル用リモートコントローラー	3,500円(税込3780円)	保証期間（1年）内の通常使用における故障の場合は無料
V-ONU機器保証金	25,000円(税込27000円)	加入者の過失による故障の場合

5) 共通特記事項

※ 加入促進のため、値引きすることがあります。

6) (第16条関連) 提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提供事業者	備考
ウイルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

ウイルスバスターの使用許諾契約書はCCNのホームページに掲載してありますので、必ずお読みください。お客様の本製品のご利用開始をもって、本契約書の内容に同意頂いたものとみなします。

以上